

福岡県公報

平成二十九年九月二十九日
第三千九百三十号
増刊
①

目次

規 則 (第三十二号―第四十九号)

- 福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) ……………一
- 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (福祉総務課) ……………二
- 九州歴史資料館の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁文化財保護課) ……………二
- 福岡県立美術館使用料条例施行規則の一部を改正する規則 (教育庁社会教育課) ……………三
- 福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁社会教育課) ……………三
- 福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁体育スポーツ健康課) ……………三
- 福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁体育スポーツ健康課) ……………三
- 福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (医療指導課) ……………四
- 福岡県高齢者等保健福祉基金条例施行規則の一部を改正する規則 (高齢者地域包括ケア推進課) ……………四
- 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (健康増進課) ……………四

- 福岡県精神障害者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則 (健康増進課) ……………四
- 福岡県ふぐ取扱条例施行規則の一部を改正する規則 (生活衛生課) ……………四
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則 (薬務課) ……………五
- 福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規則 (労働政策課) ……………五
- 福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (公園街路課) ……………五
- 福岡県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則 (福祉総務課) ……………五
- 福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則 (文化振興課) ……………六
- 福岡県立あまぎ水の文化村条例施行規則の一部を改正する規則 (文化振興課) ……………六

告 示

福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十九年九月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十二号

福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県身体障害者福祉法施行細則(平成十二年福岡県規則第二百五号)の一部を次のように改正する。

様式第十五号中

原因となった ② 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、 戦災、疾病、先天性、その他 ()	を
原因となった ② 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、 戦災、自然災害、疾病、先天性、その他 ()	に

8 身体活動能力（運動強度）

8 身体活動能力（運動強度）

9 種込型除細動器（ICD）作動の有無

9 種込型除細動器（ICD）作動の有無

Na mEq/ℓ、K mEq/ℓ
Ca mEq/ℓ、P mEq/ℓ
浮腫、乏尿、多尿、脱水、肺うつ血
その他（ ）

Na mEq/ℓ、K mEq/ℓ
Ca mg/dℓ、P mg/dℓ
浮腫、乏尿、多尿、脱水、肺うつ血
その他（ ）

血清ナトリウム濃度 mEq/ℓ
血清クロール濃度 mEq/ℓ
血清カルシウム濃度 mEq/ℓ

血清ナトリウム濃度 mEq/ℓ
血清クロール濃度 mEq/ℓ
血清カルシウム濃度 mg/dℓ

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉セン

ターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十三号

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

附則

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成八年福岡県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第五号中「身体障害者、」を「身体障がいのある人、」に改め、同号の表障害の区分の項を次のように改める。

障がいの区分（身体障害者福祉法施行規則別表第五号に定める障害名をいう。）

障がいの程度（身体障害者福祉法施行規則別表第五号に定める等級をいう。）

第十六条第七号中「身体障害者」の下に「若しくは身体障がいのある人」を加える。

第二十五条第六号中「身体障害者」の下に「若しくは身体障がいのある人」を加える。

附則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

九州歴史資料館の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十四号

九州歴史資料館の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則

九州歴史資料館の使用料及び手数料に関する規則（平成二十二年福岡県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号中「身体障害者」の下に「若しくは身体障がいのある人」を加え、「「障害者」」を「「障がいのある人」」に、「当該障害者」を「当該障がいのある人」に改める。

第六条第二項中「障害者」を「障がいのある人」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

福岡県立美術館使用料条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十五号

福岡県立美術館使用料条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立美術館使用料条例施行規則（昭和三十九年福岡県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の中「身体障害者、」を「身体障害者若しくは身体障がいのある人、」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十六号

福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則の一部を改正する規則

福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則（平成十七年福岡県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「身体障害者」の下に「若しくは身体障がいのある人」を加える。

附則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十七号

福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則（昭和四十九年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「身体障害者」の下に「若しくは身体障がいのある人」を加える。

附則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十八号

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則（平成十七年福岡県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十二号中「身体障害者」の下に「若しくは身体障がいのある人」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十九号

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則の

一部を改正する規則

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第六号中「シ」を「シ」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

福岡県高齢者等保健福祉基金条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十号

福岡県高齢者等保健福祉基金条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県高齢者等保健福祉基金条例施行規則（平成五年福岡県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「障害者」を「障がいのある人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し

、ここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十一号

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則（平成二十四年福岡県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「シ」を「シ」に改める。

様式第二号中「シ」を「シ」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

福岡県精神障害者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十二号

福岡県精神障害者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

福岡県精神障害者措置入院費徴収規則（昭和三十七年福岡県規則第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県精神障がい者措置入院費徴収規則

第二条第一号中「精神障害者」を「精神障がいのある人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

福岡県ふぐ取扱条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

福岡県規則第四十三号

福岡県知事 小川 洋

福岡県ふぐ取扱条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県ふぐ取扱条例施行規則（昭和五十四年福岡県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第二項中「障害」を「障がい」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行

細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和二十七年福岡県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

様式第六号中

「聴覚障害者に対する配慮」を「聴覚障がいのある人に対する配慮」とし、「視覚障害者に対する配慮」を「視覚障がいのある人に対する配慮」とし、「身体障害者用トイレ」を「身体障がい者用トイレ」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十五号

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則（昭和四十八年福岡県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第七号中「身体障害者」の下に「若しくは身体障がいのある人」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十六号

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市公園条例施行規則（昭和五十二年福岡県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四第一項各号列記以外の部分中「障害者」を「障がい者」に改め、同条第二項中「身体障害者」の下に「若しくは身体障がいのある人」を加える。

第十七条第四号中「障害者福祉」を「障がい者福祉」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

福岡県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十七号

福岡県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

福岡県社会福祉審議会規則（平成十二年福岡県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、障害者福祉専門分科会」を「、障がい者福祉専門分科会」に改め

る。

第八条第一項中「障害者福祉専門分科会」を「障がい者福祉専門分科会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

(福岡県行政組織規則の一部改正)

2 福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一百七条第二号イ(3)中「障害者福祉専門分科会」を「障がい者福祉専門分科会」に改める。

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十八号

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則(平成十七年福岡県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四号中「身体障害者」の下に「若しくは身体障がいのある人」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

福岡県立あまぎ水の文化村条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十九号

福岡県立あまぎ水の文化村条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立あまぎ水の文化村条例施行規則(平成五年福岡県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第六号中「身体障害者」の下に「若しくは身体障がいのある人」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。